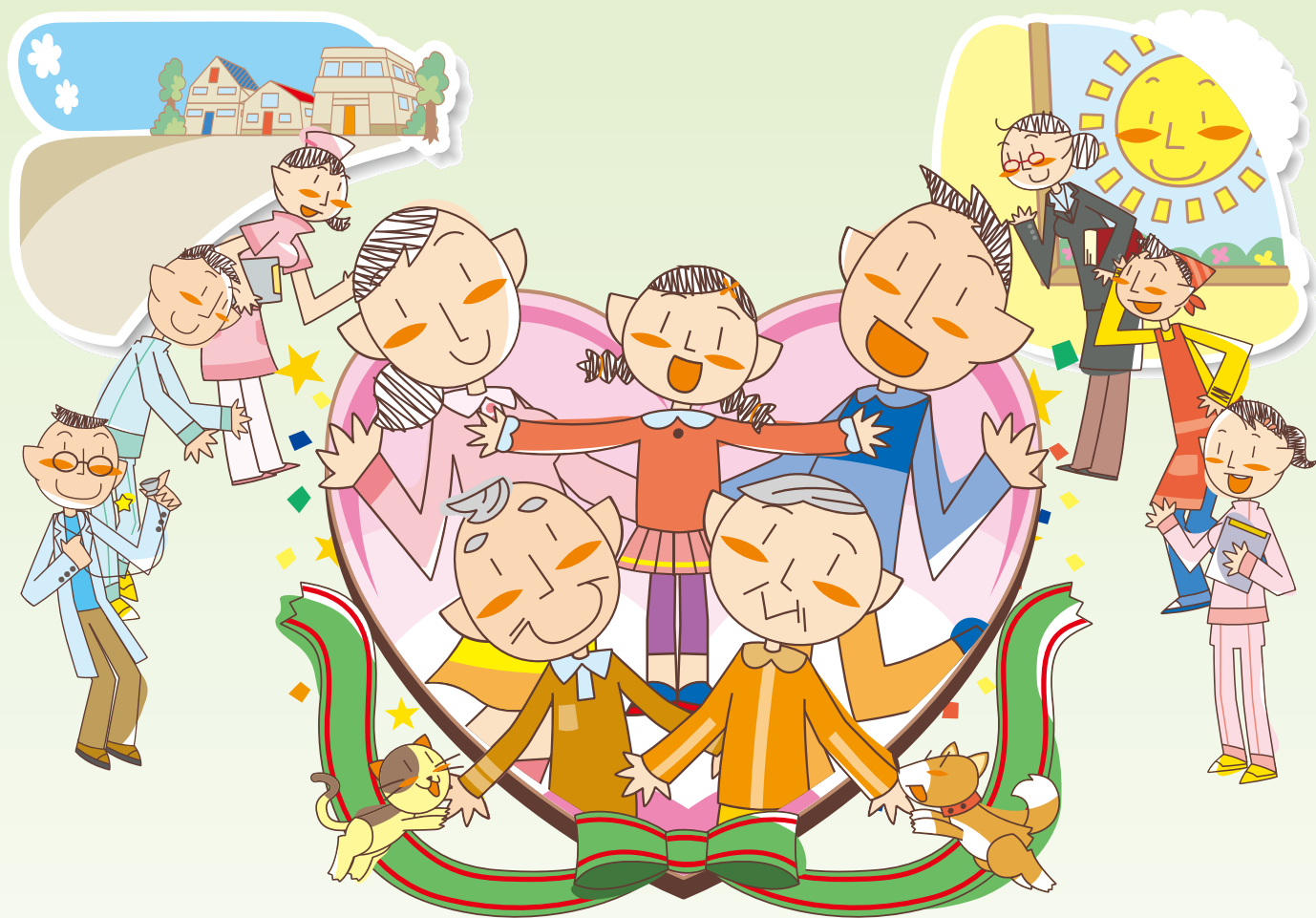


【適正な利用と給付】 【介護予防の推進】

# 介護給付適正化

## ～アクションプラン～



### 《第1期介護給付適正化計画》

- 実施期間と進行管理体制 P1
- 介護保険制度の現状 P2
- 配慮事項 P3
- 主要5事業の具体的な事業展開 P4

### 《独自事業》

- 独自事業の具体的な事業展開 P8

平成 25 年度～平成 29 年度

島原地域広域市町村圏組合

# はじめに

～介護給付適正化の必要性について～

介護保険制度が発足して13年目をむかえ、サービス利用者や提供事業者は年々増加するなど、介護や支援を必要とする高齢者を社会で支える仕組みとして広く浸透してきました。

こうした状況の中で介護保険料も増加しており、その要因や妥当性等について、市民の皆さんから疑問やご意見が島原地域広域市町村圏組合(以下「本組合」という。)へ寄せられています。

介護保険料は、介護保険事業にかかる費用(以下「事業費」という。)の一定割合を負担する仕組みとなっており、事業費が増加すれば介護保険料も増加します。この事業費、いわゆる介護給付が適正に行われているか、無駄な給付はないのかなど、その給付の妥当性を確認するのが「**介護給付適正化**」です。

介護給付適正化を進めていくことは、不適切な給付を減らすことだけでなく、利用者の方への適切なサービスを確保することにもつながります。

また、介護を必要とされていない方々の介護保険制度への信頼感を高めることにもつながります。

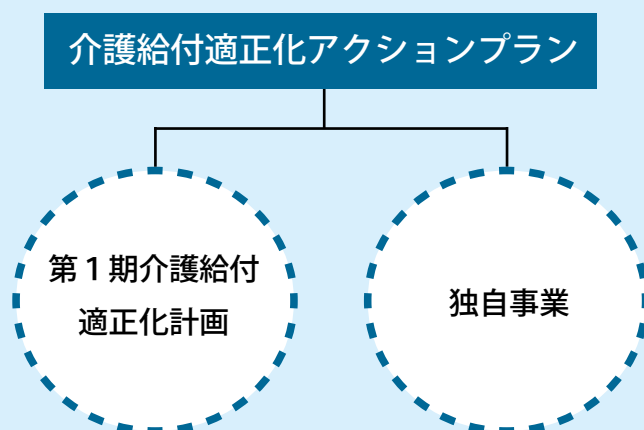
介護保険制度は、介護や支援が必要となるなど、いざというときの安心を保障しています。これからも続けていけるような制度にしていくためには、適正な給付を行い、急激な事業費の増加や介護保険料の増加を抑えていくことが必要となります。

本組合では、これまでも、さまざまな介護給付適正化事業を行ってきましたが、今後一層の推進を計画的に実施していくため、この「**介護給付適正化計画**」を策定するものです。

加えて、全国的にも高い要介護・要支援の認定率が事業費を押し上げている一因となっており、この認定率を標準的なものに下げするため、介護予防事業の拡大を中心に、他市町村等で効果のあった優良事例を積極的に導入することとしてまとめた「**独自事業**」も併せて実施します。

## 介護給付適正化アクションプランとは

本組合では、第1期介護給付適正化計画と独自事業を総称したものを、「**介護給付適正化アクションプラン**」とします。



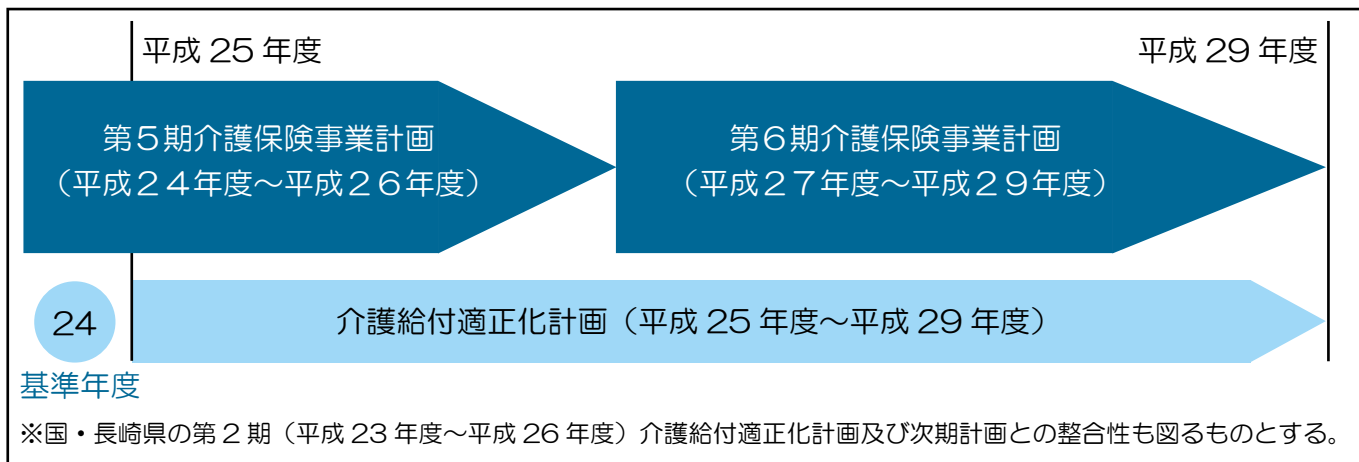
# 第1期介護給付適正化計画

## 実施期間と進行管理体制

～実効性を高め、効果的な事業推進体制～

### 実施期間

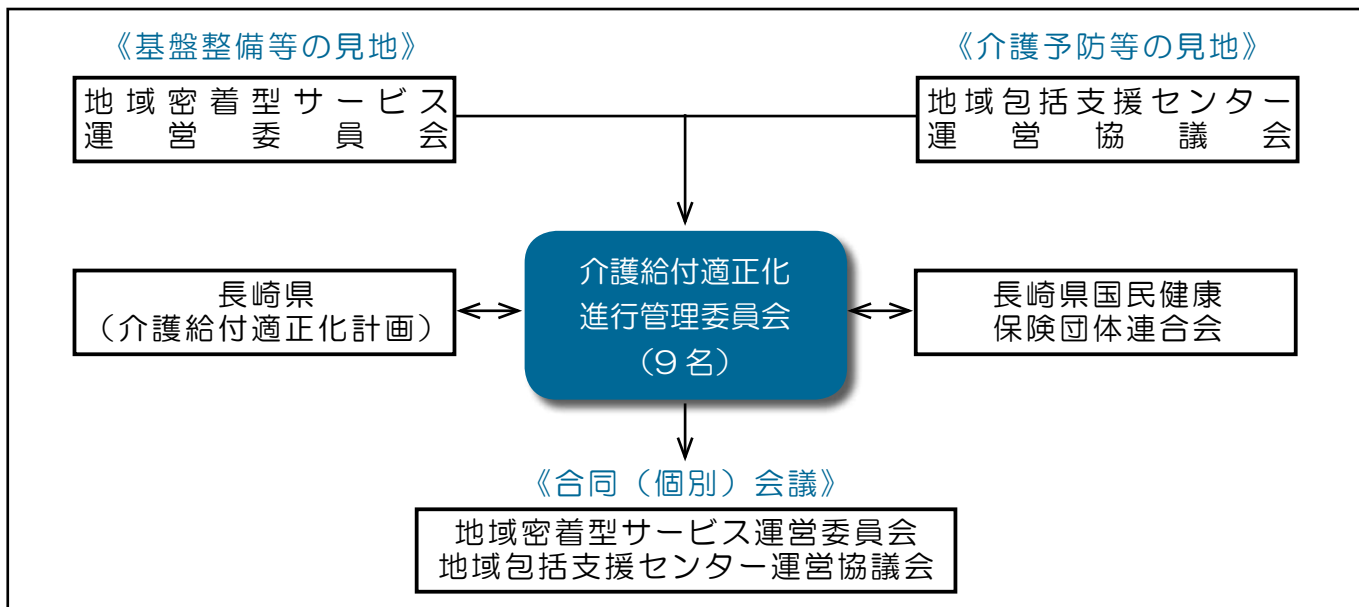
この計画の実施期間は、平成24年度を基準年度とし、平成25年度から平成29年度までの5年間を実施期間と定め、目標年度を最終年度の平成29年度とします。



### 進行管理体制

この計画の推進にあたっては、長崎県、長崎県国民健康保険団体連合会及び本組合構成市(島原市、雲仙市及び南島原市)と連携しながら定期的に進捗状況の把握を行い、課題の分析等を実施しながら効果的な適正化事業の推進に努めます。

この進行管理にあたっては、「地域密着型サービス運営委員会」並びに「地域包括支援センター運営協議会」の専門部会として「**介護給付適正化進行管理委員会**」を共同設置することで対応します。



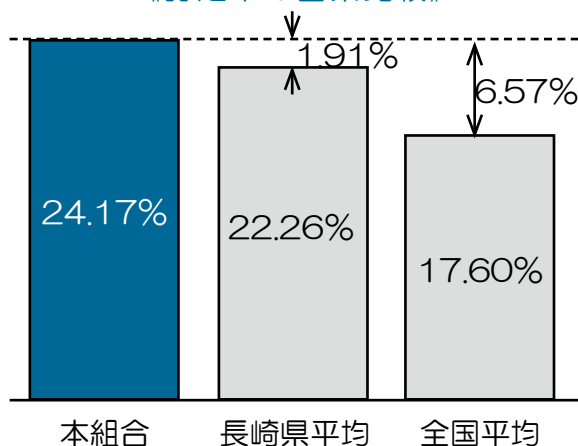
# 介護保険制度の現状

～認定率と介護保険料が全国平均を大きく上回っています～

## 認 定 率

本組合の平成 24 年 12 月時点での認定率は「24.17%」となっています。  
これは長崎県平均と比較して「1.91%」、全国平均と比較して「6.57%」高くなっています。

《認定率の国県比較》



### 本組合の認定率

○全国順位 40 位 (1,580 保険者)

○長崎県内順位 3 位 (19 保険者)

※長崎県内では、五島市、長崎市に次いで 3 位ですが、  
1 位の五島市との差は 0.02% の僅差であり、毎月順  
位は変動しています。

## 介 護 保 険 料

利用者及び介護給付費の増加等に伴い、介護保険料が上昇しています。

《介護保険料（基準月額）の推移と国県比較》

区 分	第 1 期 H12-H14	第 2 期 H15-H17	第 3 期 H18-H20	第 4 期 H21-H23	第 5 期 H24-H26
本組合 (A)	3,100	4,050	5,380	4,813	5,375
長崎県平均 (B)	3,041	3,576	4,765	4,721	5,421
(比較 A-B)	(59)	(474)	(615)	(92)	(▲46)
全国平均 (C)	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972
(比較 A-C)	(189)	(757)	(1,290)	(653)	(403)

※第 3 期は第 2 期に借入れした長崎県財政安定化基金の償還があった。

### 本組合の介護保険料

○全国順位 255 位 (1,566 保険者)

※東日本大震災で 14 保険者除く

○長崎県内順位 10 位 (19 保険者)

## 配慮事項

～市民（高齢者含む）・認定審査会関係者・サービス提供事業所等の協力が必要です～

### ■市民（高齢者含む）の皆さんへの説明責任

構成市（島原市、雲仙市及び南島原市）の高齢者は年々増加し、これに伴い認定者も増加し続けています。

また、本組合の認定率は、全国的にも高い水準にあり、現在でも上昇傾向にあり、受給者（利用者）も同様の傾向にあります。

このため、介護給付費及び介護保険料も増加する傾向にあり、こういった増加の理由、妥当性等について、高齢者を含めた市民からの理解と協力が得られるような取り組みが必要となっています。

### ■認定審査会関係者

従来から、認定審査会での二次判定は適正に行っているところであり、基本的には現状のままとします。ただし、認定審査会が、認定調査員や主治医といった関係者へ向けて、意見交換等ができる体制の構築を検討します。

### ■サービス提供事業者

目標年度となる平成 29 年度時点で、独自事業の削減効果を含めて、基準年度（平成 24 年度）の介護給付費程度となることを目標とします。

### ■行政機関

本組合が保険者としての現状と課題を整理し、構成市（島原市、雲仙市及び南島原市）とともに行政機関として連携を強化し、取り組むべき適正化事業を着実に実行する体制を構築する必要があります。

### ■上位計画との整合性

国・長崎県の第 2 期(平成 23 年度～平成 26 年度)介護給付適正化計画と整合性も図るものとし、次期計画の策定時には、必要に応じて内容の見直しを実施するものとする。

# 主要5事業の具体的な事業展開

～目標を掲げて効果的な事業展開に取り組みます～

## 1 要介護認定の適正化

### 認定調査の直営化促進

要介護認定調査の直接調査割合100%を、  
目標とします。

※登録調査員を増員

### 認定調査の資質向上

介護支援専門員（嘱託調査員）を配置し、調  
査票の全件チェックを実施。また、登録調査員  
の資質向上を図る。

### 認定審査会の自主点検

認定審査会の自主点検（アンケート調査）を  
実施し、課題等の整理をして報告書作成普及す  
る。

### 認定調査時に把握した不適切サービス利用情報

認定調査時に把握した不適切なサービス利用  
情報を活用し、適正給付の確保を図る。

## 2 ケアプランの点検

### 個別ケアプランチェック強化

居宅介護支援事業所のすべての事業所（60）  
に対し、3年間かけてケアプランの全件チェッ  
クを実施する。

※介護支援専門員を配置

## 3 住宅改修・福祉用具購入実態調査

### 介護保険住宅改修研修会

住宅改修制度の周知を図る。

受領委任払い取扱事業者の登録要件として、  
介護保険住宅改修研修会の受講を条件とする。  
（また、登録を受けていない施工業者へも、研  
修会の参加を促す。）

### 住宅改修及び福祉用具購入に係る現地調査

現地調査を実施し、工事後の実態を把握する。

※強化月間を設け、集中的な調査を行う。

※有資格者（嘱託等）の配置を検討



## 4 介護給付費通知

すべての受給者（利用者）に対し、年に1回利用内容を通知してサービスの利用回数や費用の確認を促して架空請求等の不正発見の契機とする。

## 5 医療突合・縦覧点検・給付実績の活用

長崎県国民健康保険団体連合会からの給付実績情報、医療情報を活用し、さまざまな視点で点検を行い、不適切な給付があった場合は事業所へ確認し、過誤申し立て等の指導を実施する。  
※介護支援専門員を配置

### □□■ 実施スケジュール ■□□

事業名	事業概要	実施内容（年度）				
		25	26	27	28	29
1 要介護認定の適正化	認定調査の直営化促進	準備	実施			
	認定調査の資質向上	準備	実施			
	認定審査会の自主点検	準備	実施			
	認定調査時に把握した不適切サービス利用情報	準備	実施			
2 ケアプランの点検	個別ケアプランチェック強化	準備 (一部実施)	実施			
3 住宅改修・福祉用具購入実態調査	介護保険住宅改修研修会	準備 (一部実施)	実施			
	住宅改修及び福祉用具購入に係る現地調査	準備 (一部実施)	実施			
4 介護給付費通知	年に1回利用内容を通知	実施中				
5 医療突合・縦覧点検・給付実績の活用	長崎県国民健康保険団体連合会からの給付実績情報、医療情報等を活用	準備	実施			

# 「主な用語の解説」

## ○島原地域広域市町村圏組合

島原市、雲仙市及び南島原市の3市が連携協力して、各構成市の枠を超えた行政事務を行うために設立された、地方自治法に基づく「一部事務組合」です。現在、介護保険のほか、消防・救急、不燃物ごみ処理、広域電算などを行っています。

## ○地域包括支援センター

高齢者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための相談、調整などを行う施設です。

## ○要介護認定（要支援・要介護認定）

介護サービスを受けようとする者からの申請により、その者が介護を必要としているかどうか、また、どの程度必要であるかを判定すること。全国一律の客観的な方法や基準に従って行われます。

## ○要支援・要介護認定者

要介護認定の結果、介護が必要であると判定され、要支援1・2及び要介護1～5と認定された者です。

## ○認定審査会

申請者が介護保険の給付を受けるのが適当かどうか、またその範囲を審査・判定する組織。申請者の「基本調査に基づく一次判定結果」「調査時の記述事項」「主治医による意見書」の内容をもとに慎重に審査・判定します。

## ○二次判定

専門家で構成される介護認定審査会が、訪問調査における認定調査票の基本調査に基づきコンピュータで一次判定した結果に加え、認定調査票の特記事項、そして、主治医意見書を総合的に勘案し、一次判定結果を適宜修正するかたちで行う判定のことです。

## ○介護サービス計画（ケアプラン）

要介護認定を受けた者が、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に依頼して作成してもらう。要支援認定を受けた者については地域包括支援センターで作成します。

## ○介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談に応じ、本人が適切なサービスを利用できるように、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村・居宅サービス事業者・介護保険施設等との連絡調整を行う介護保険法に基づく公的資格を持った専門家のことです。

## ○介護保険サービス

要支援・要介護認定を受けた者がケアプランに基づいて受けるサービスです。居宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの3つに区分されます。

## ○居宅サービス

利用者がサービスを自宅で受けたり、通って利用する介護サービスのことです。

## ○施設サービス

介護を必要とする人が介護保険施設に入所して受けるサービスです。施設サービスの種類には、介護福祉施設、介護保健施設サービス、介護療養施設サービスがあります。

## ○地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるよう、身近な市町村で提供されるサービスです。

## ○介護給付

介護保険制度で要介護状態と認定された被保険者に提供される介護サービス、介護に関わる費用の支給のこと。介護給付の対象となる人は、要介護1～要介護5の方となります。

## ○住宅改修

手すりの取付け、段差の解消、洋式便器への取り換えなど、所定の小規模な住宅改修を行ったときに、介護保険から20万円（うち利用者負担は1割）を限度にその費用が支給されるという介護サービスです。

## ○福祉用具

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものです。

## ○受領委任払い

介護保険対象の福祉用具購入費（または住宅改修費）の給付対象部分のうち自己負担分（1割）の金額のみ福祉用具購入（または住宅改修施工）事業者を支払えば良い方法のことです。利用者は費用額の1割のみを施工業者に支払い、保険給付される9割分は、本組合が利用者から受領に関する委任を受けた施工業者に直接支払うことにより、利用者の一時的な費用負担を回避することができます。

## ○医療突合

国保連合会から提供される医療給付情報と介護給付情報の突合結果をもとに、給付状況等を確認することです。

## ○縦覧点検

過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うものです。

## ○過誤申し立て

国保連合会の審査において一度決定済の請求内容を修正または取下げる場合に、保険者に「過誤申立依頼書」を提出し、その後正しい内容に修正した請求を連合会へ再提出する方法のことです。



## 独自事業

すべての市民のみなさんの理解と協力を得られるために、介護保険の認定率・給付費などが標準的なものとなるよう、関係者の協力のもと各種の独自事業に取り組みます。

# 独自事業の具体的な事業展開

～認定率等が標準的な水準になるよう目標を定めて取り組みます～

## 1 介護職員等基礎研修事業

自立支援や重度化抑制に必要なケアプランの作成、機能訓練等を通じたサービス提供などを実施して介護給付費抑制を図る。

※ H25 までは各種団体（補助金交付）で実施

## 2 市町村協議制の導入検討

第 5 期介護保険事業計画において、居宅サービスの量が同計画の見込み量を上回り、地域密着型サービスの普及のために必要と認められた場合、同制度の導入を検討する。

## 3 要支援・要介護認定者の未利用者対策

更新通知の廃止により、推計で 1,300 人程度になると見込まれる未利用者の要介護認定更新が抑制され、認定率の低下を図る。また、事務的な経費節減も期待できる。

## 4 介護予防事業（一次・二次）の見直し

元気高齢者の健康維持及び要介護（要支援）認定者の減少を図る。

※二次予防事業を本組合が直接実施（直営化）  
※高齢者に対する参加率を 2%以上目標  
※ H24 から島原市で直営実施中（参加率 0.8%程度）

## 5 認知症施策推進 5 力年計画への対応

認知症高齢者の「事後的な対応」から、危機の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」を図る。

※計画の全容が判明次第で見直す

## 6 要支援者向けのサービスの在り方検討を注視

要支援者の介護給付範囲について、制度の見直しに合わせて適正な対応を図る。

※国の方向性が判明次第で見直す

## 7 65 歳到達者説明会

介護保険制度、介護予防の周知啓発を通して、介護サービス利用の抑制を図る。

## 8 介護保険制度周知啓発のための広報強化

高齢者のみでなく、広く市民や事業者からも理解と協力を得られるよう、介護保険制度の普及啓発と情報提供を図る。

## 9 介護給付適正化を推進するために必要となる保険者機能の強化

介護給付適正化計画を着実に実行するため、専門職の配置等によりの体制整備を図る。

※介護保険課職員として専門職の配置

※介護給付適正化のための各種事業に必要な専門的な資格をもった要員（嘱託）配置

□□■ 実施スケジュール ■□□

事業名	実施内容（年度）				
	25	26	27	28	29
1 介護職員等基礎研修事業	実施方法の検討及び体制整備	実施 10コース	実施 20コース	実施 20コース	実施 20コース
2 市町村協議制の導入検討	内容検討	第6期計画（※1）に盛り込む	実施 （未定）	実施 （未定）	実施 （未定）
3 要支援・要介護認定者の未利用者対策	周知期間	実施 （10月または1月）	実施	実施	実施
4 介護予防事業（一次・二次）の見直し	実施方法の検討及び体制整備	実施 （島原市） （1.49%）	実施 （全市） （2%以上）	実施 （全市） （2%以上）	実施 （全市） （2%以上）
5 認知症施策推進5カ年計画への対応	内容検討	第6期計画に盛り込む 認知症ケアパス作成	実施 （未定）	実施 （未定）	実施 （未定）
6 要支援者向けのサービスの在り方検討を注視	内容検討	第6期計画に盛り込む	実施体制の検討 （未定）	体制整備 （未定）	実施 （未定）
7 65歳到達者説明会	実施 （6箇所）	実施 （22箇所）	実施 （22箇所）	実施 （22箇所）	実施 （22箇所）
8 介護保険制度周知啓発のための広報強化	実施方法の検討及び体制整備	地域包括支援センター サイト等の開設	運用	運用	運用
9 介護給付適正化を推進するために必要となる保険者機能の強化	内容検討	専門職数名	専門職数名		



Shimabara Area  
Administrative  
Committee

ずっとこのまちで自分らしく住み続けられる 地域社会をめざす

---

(編集・発行)

島原地域広域市町村圏組合介護保険課

〒 859-1492 島原市有明町大三東戊 1327

島原市役所有明庁舎 3階

電話 0957-61-9101 ファックス 0957-61-9104